

健 生 発 0606 第 1 号
令 和 7 年 6 月 6 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和7年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条の規定に基づく食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）第三の六に基づき、特に夏期に多発する食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、下記のとおり、監視指導等を実施するようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. 実施期間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで

ただし、都道府県等において、これ以外に期間を定めて夏期一斉取締りを実施することは差し支えない。

2. 重点的な監視指導が必要となる施設

（1）年間を通して食中毒の原因施設となる頻度が高い施設等

ア．生食用又は加熱不十分な食肉を提供している施設

イ．鶏肉を飲食店営業者に販売する施設

ウ．魚介類を処理若しくは販売又は魚介類を原材料とした製品を製造若しくは加工する施設

（2）夏期に特に食中毒への注意が必要な施設等

ア．大量調理施設

- イ．井戸水、湧き水等を飲用に適する水として使用する施設
- (3) その他監視指導が必要となる施設等
 - ア．いわゆる「健康食品」の製造等施設
 - イ．野生鳥獣肉の取扱施設
 - ウ．乳を処理する施設
 - エ．国際的イベントの開催に併せて監視が必要となる施設

3．実施にあたっての留意事項
別添のとおり

4．結果の報告

監視指導の結果については、別紙 1 から 7 までの様式により、令和 7 年 9 月 30 日（火）までに健康・生活衛生局食品監視安全課長宛て報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課 担 当：村上、犬飼、小澤 代表電話：03-5253-1111 (内線：4247、4251、4553) 直通電話：03-3595-2337
